



# 第3次美郷町男女共同参画計画

(案)

男女で紡ぐ 人が輝くまち みさと

美郷町

令和4年3月

## 目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の性格	4
3.	計画の期間	4
第2章	町民の意識・実態調査から見た現状	
1.	男女の地位の平等感について	7
2.	女性の社会参画について	11
3.	女性と仕事	13
4.	仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス	16
5.	男女共同参画社会づくりへ向けて	18
6.	その他意見	20
第3章	計画の内容	
1.	美郷町がめざす男女共同参画社会	23
2.	計画の基本目標	24
3.	施策の体系	25
4.	数値目標	26
第4章	具体的な取組	
	基本目標Ⅰ	
	あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる	28
	基本目標Ⅱ	
	男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	32
	基本目標Ⅲ	
	人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	38
第5章	計画の推進	
1.	庁内推進体制	46
2.	関係期間との連携	46
3.	計画の進行管理・公表	46

## 参考資料

1. 島根県男女共同参画推進条例
2. 男女共同参画社会基本法
3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
4. 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

## **第1章**

# **計画の基本的な考え方**

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことであります。

そしてこの社会を実現するために、国においては平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定、平成27（2015）年8月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下、「女性活躍推進法」）が成立しました。この法律では、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んで行くことが求められています。

令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。これは男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものという観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して策定されたものです。

一方では国連サミットにおいても平成27（2015）年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され17の目標と169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

SDGsは経済、環境、社会の諸課題を包括的にターゲット設定し、ターゲット同士が相互につながり、一つの課題への取組が他の課題へも影響している形となっています。

その中の目標5である「ジェンダー平等を実現しよう」を始め、本計画に関連性の高い目標を意識し取り組んでいきます。

島根県においては、令和4（2022）年3月に「第4次島根県男女共同参画計画」を策定し、豊かで活力のある地域づくりを進めることとしています。

本町においては、平成28（2016）年3月に「第2次美郷町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきましたが、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強い一方、女性の高学歴化や晩婚化、仕事に対する意識など、ライフスタイルにおける価値観や社会の環境は、更に大きく変化しています。

また、平成28（2016）年度に策定した「美郷町第2次長期総合計画」において、本町が目指す将来像の一つに「美しいまち、ひと、くらしがつながるみんなの美郷」を掲げ、この将来像の実現を目指すためには“地域共生”は欠かすことが出来ません。このことから、私たち一人ひとりが、互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員としてともに認め合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指すため「美郷町男女共同参画計画」（第

## 第1章 計画の基本的な考え方

3次)を策定し、引き続き総合的、計画的に施策を展開していきます。

## 2 計画の性格

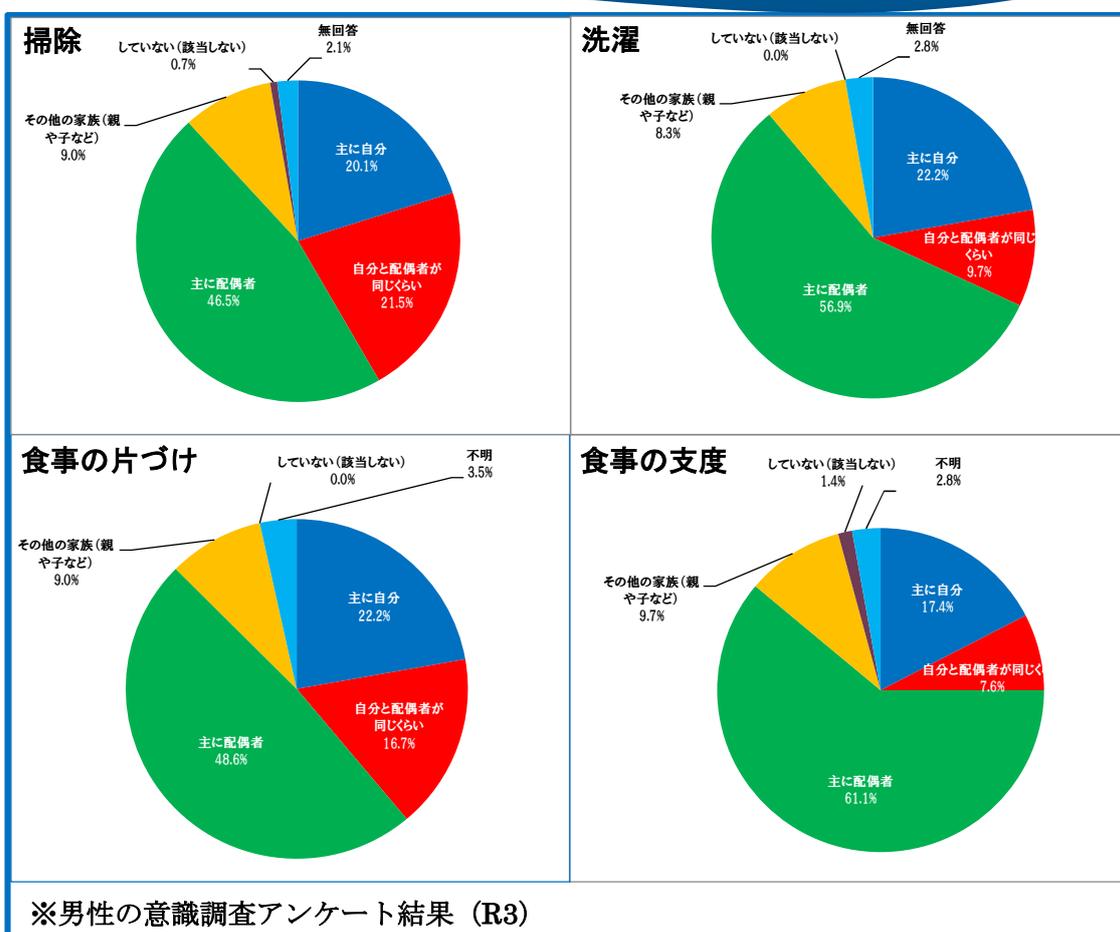
この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する、「市町村男女共同参画計画」として位置づけられているもので、同法に基づいて策定された、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び島根県の「第4次島根県男女共同参画計画」を勘案して、第2次美郷町男女共同参画計画を継承し策定したものです。

また、基本目標Ⅰを女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画として、基本目標Ⅲを配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画として位置づけます。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とし、社会の変化や進捗状況などに応じて、必要な見直しを行います。

【コラム】男性が家庭内役割で担当となる割合をグラフ化した結果



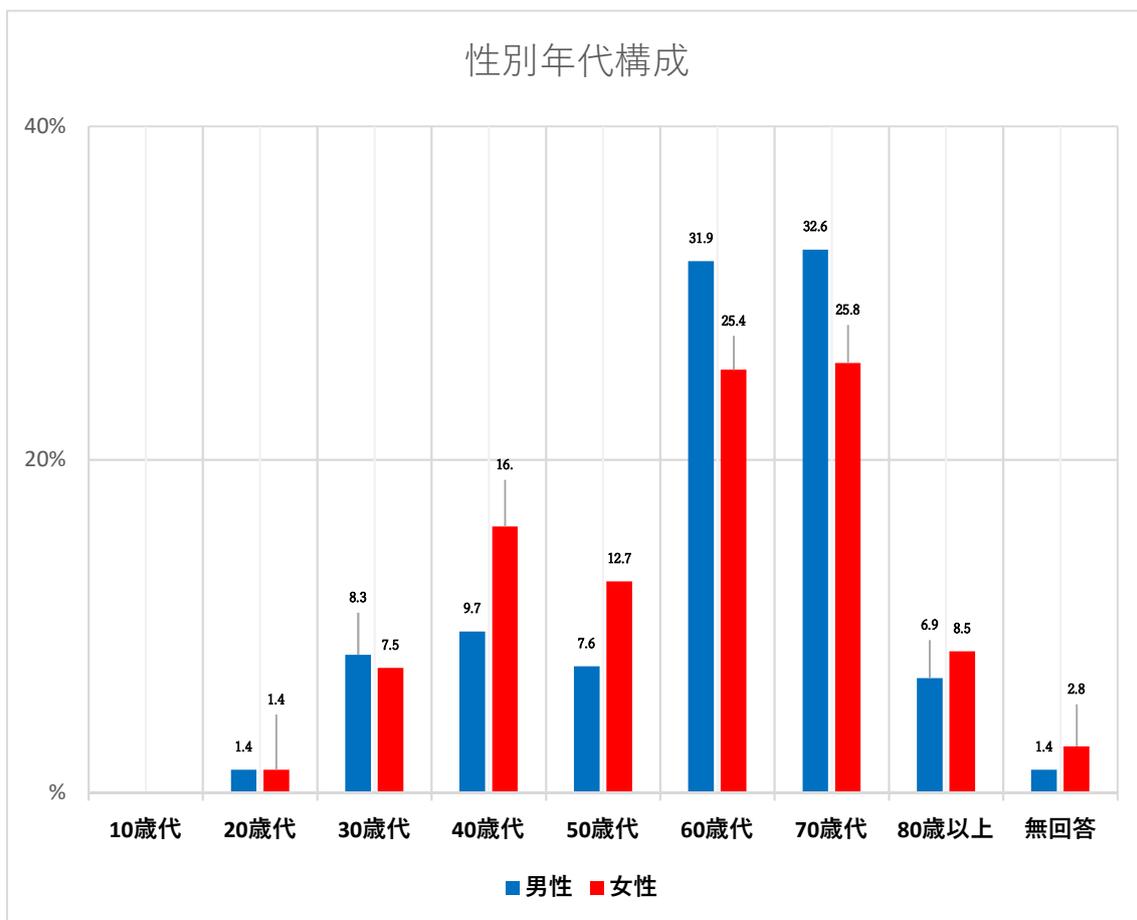
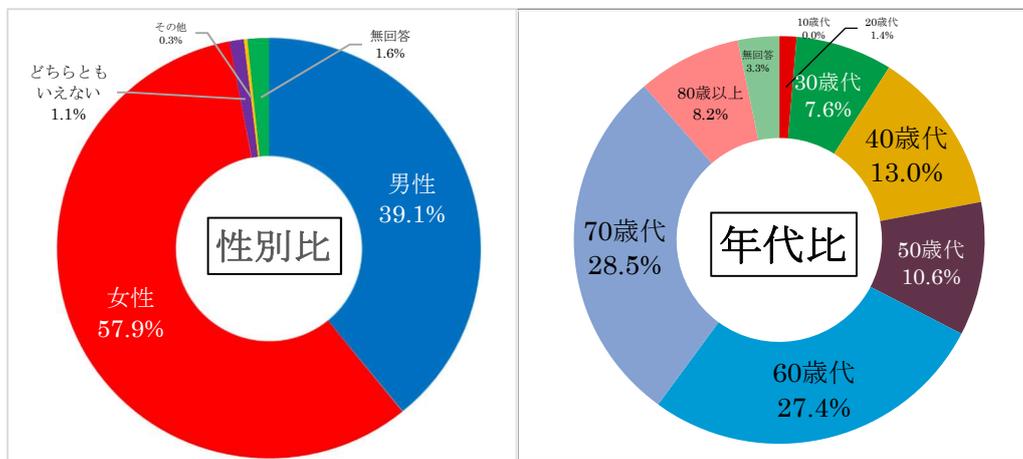
## **第2章**

# **町民の意識・実態調査 から見た現状**

- 1 男女の地位の平等感について
- 2 女性の社会参画について
- 3 女性と仕事
- 4 仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス
- 5 男女共同参画社会づくりへ向けて
- 6 その他意見

## 第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

令和3年11月に18歳から85歳の1,000人を対象とした男女共同参画アンケート調査を行い、368人の有効回答が得られました。回答者の性別割合と、年代別割合は以下のグラフのとおりです。

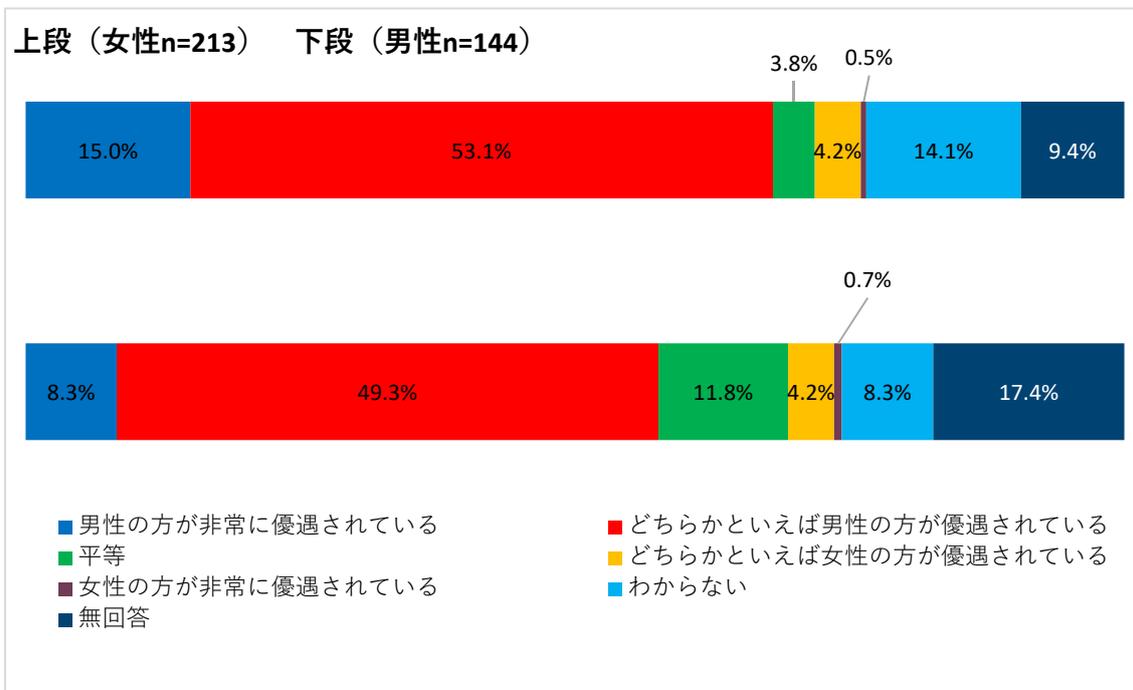
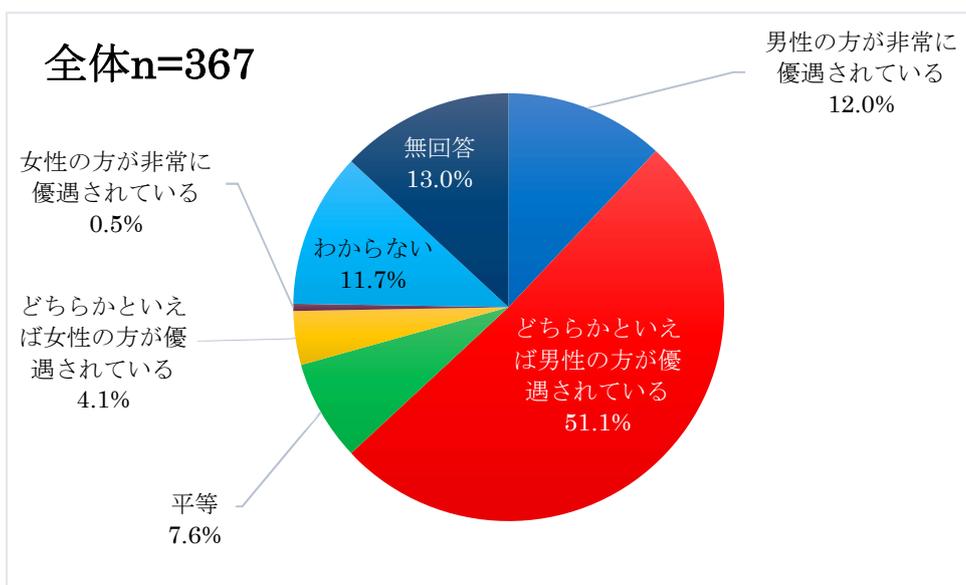


調査結果の主な概要は次のとおりです。

## 1 男女の地位の平等感について

### (1) 社会全体でみた男女の地位の平等感について

社会全体の「政策・方針決定過程」が男女平等であるかというアンケート結果は以下のとおりです。

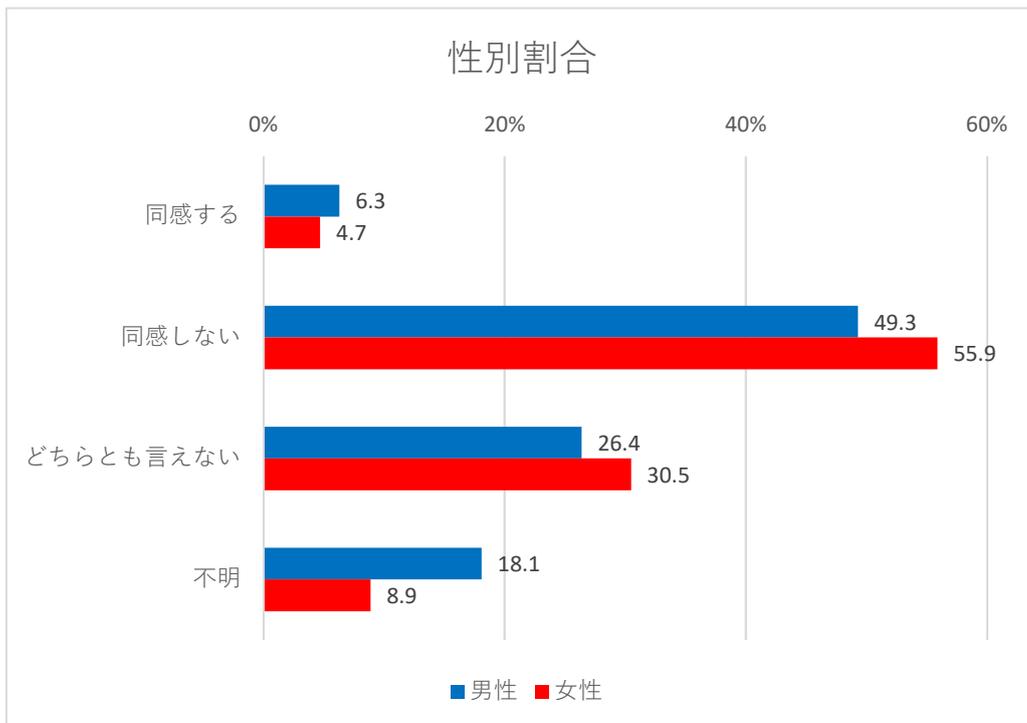
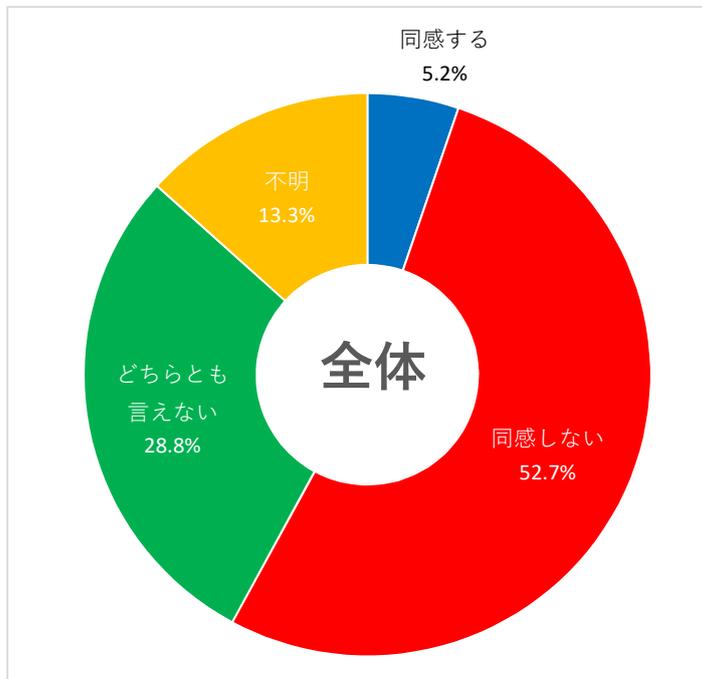


全体的に男性の優遇感が高いことが分かります。

男性が優遇されていると思う割合を単純な男女別で見ると男性が57.6%、女性が68.1%と女性の方が多く感じています。

(2) 性別役割等における意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感するか、というアンケートの結果は以下の通りです。

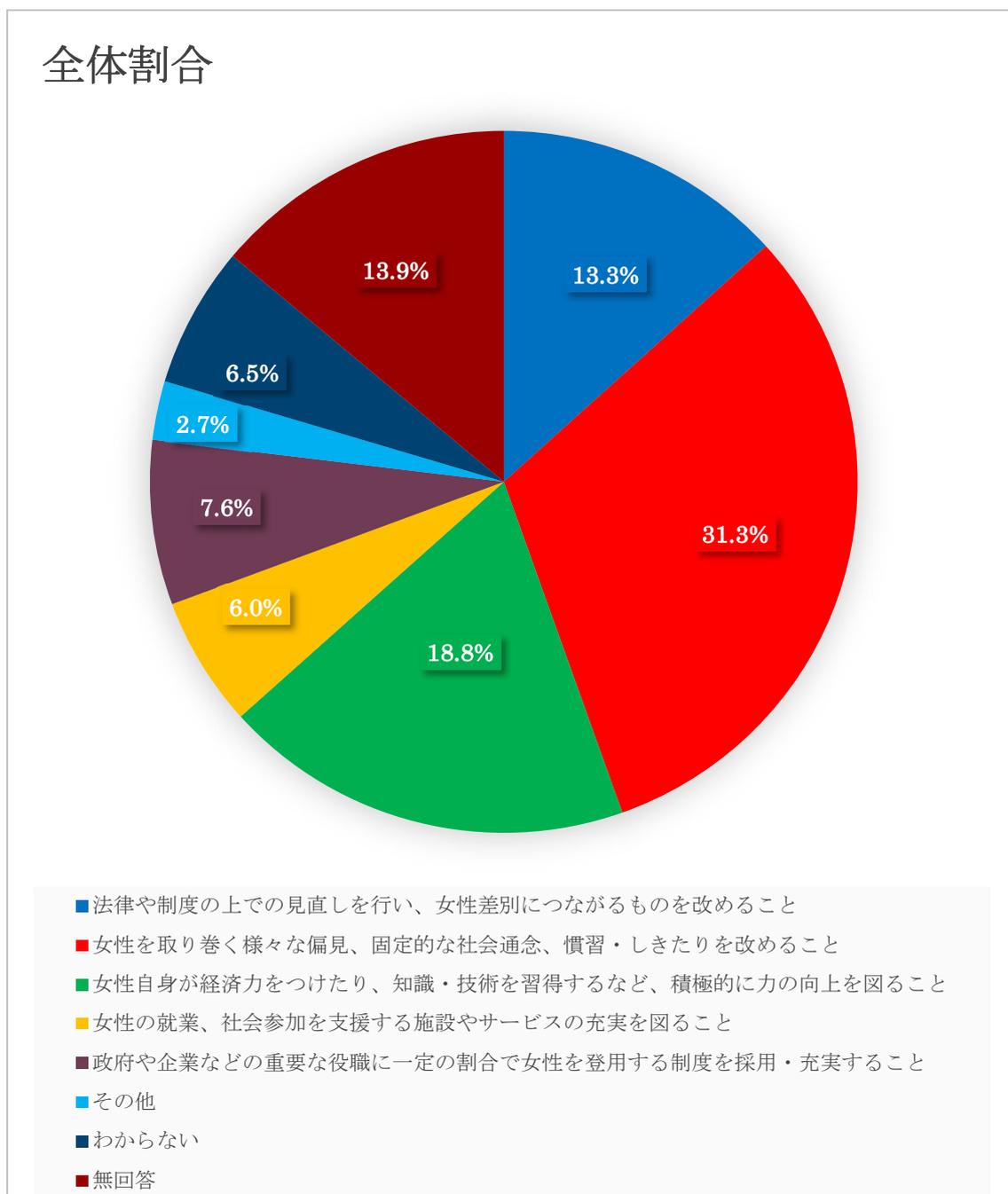


## 第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

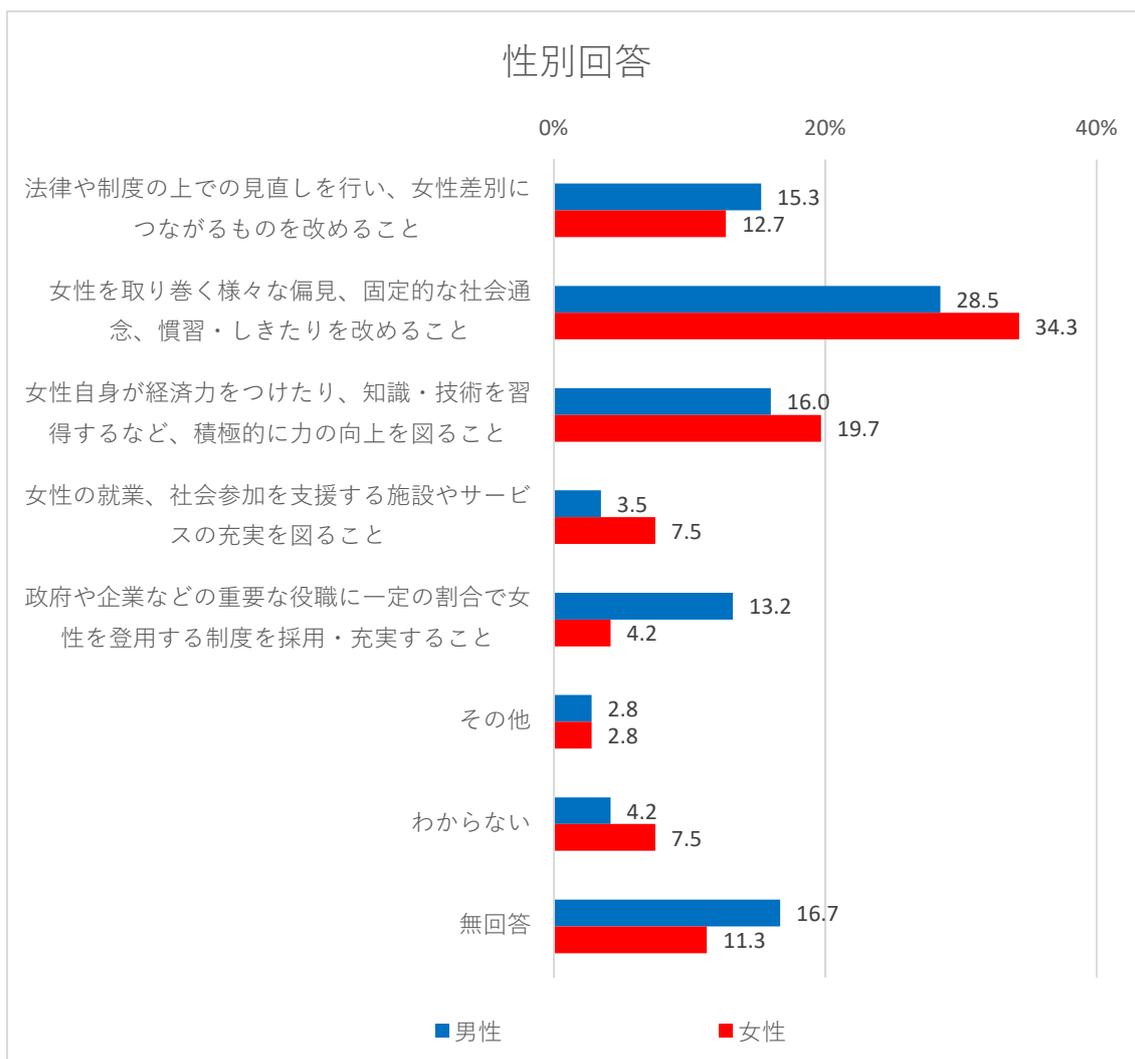
「同感する」を選択した割合は5.2%となり、5年前の11.4%より更に減り肯定的な割合は少ないですが、「どちらとも言えない」を選択した割合が28.8%と未だ3割弱の方が役割分担意識の払拭までには至っていない状況が見られます。

単純な男女別では「どちらとも言えない」と回答した女性が男性を4.1%上回っており若干女性の方に役割分担意識を払拭するに至っていない方が多い傾向が見られました。

(3)「今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うこと」のアンケートの結果は以下のとおりです。



## 第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

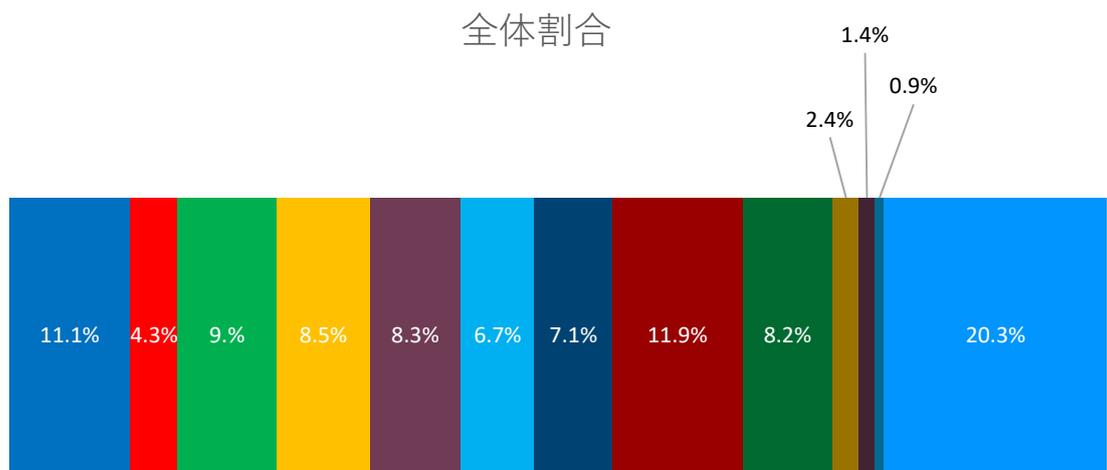


最も多かったのが「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」で全体の31.3%を占めています。このことから共通の認識として、人の固定観念が今の社会にある問題点として認識されています。この事は前回の調査時と同じ結果ですが、前回の25.5%を大きく上まわっており、変わりつつある社会の状況においても固定観念が根強く、浮き彫りになってきていることが伺えます。

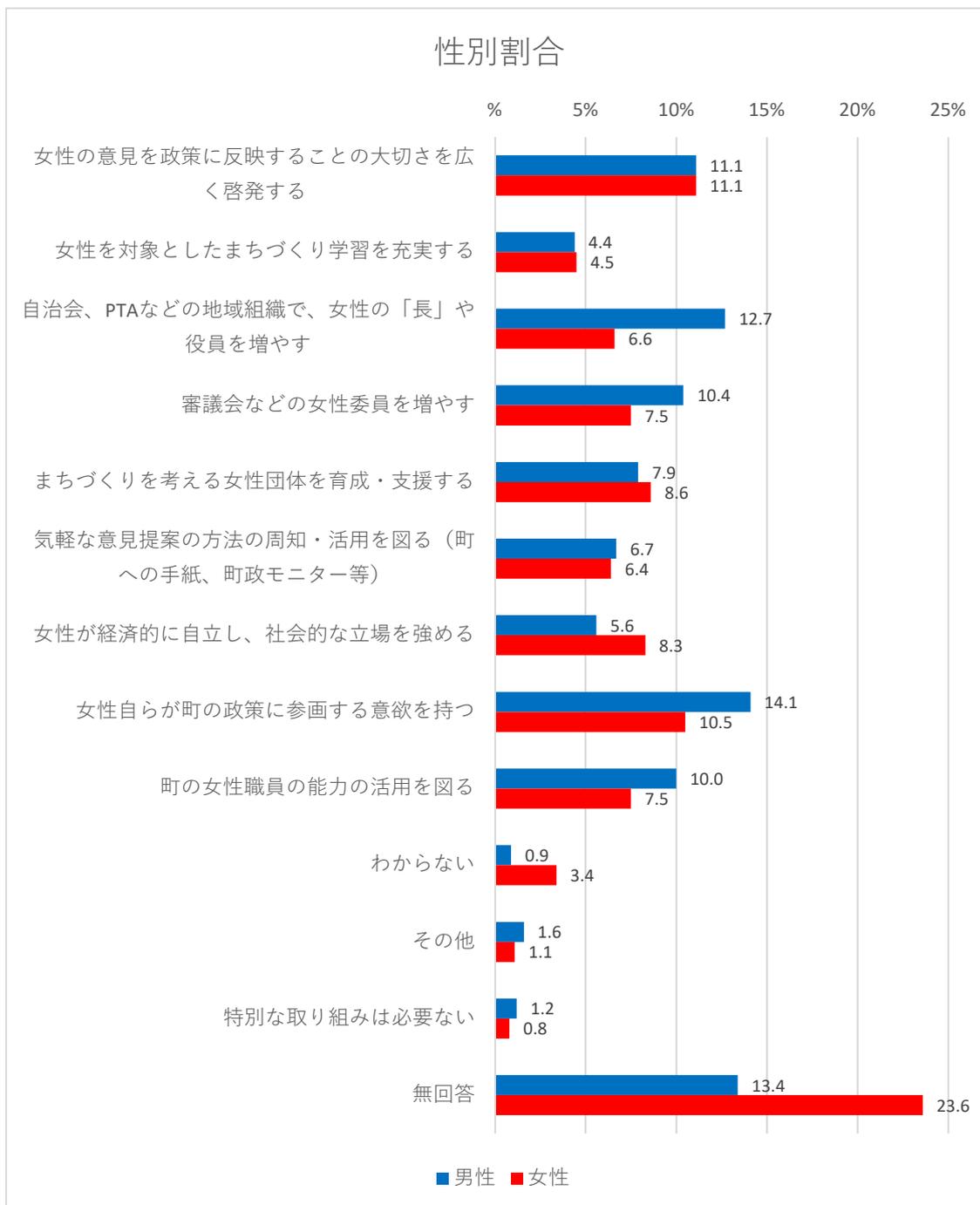
## 2 女性の社会参画について

(1) 女性の意見の反映

町の政策に女性の意見を反映するためにどのようなことが必要だと思うか（3つまで回答可）、というアンケート結果は以下のとおりです。



- 女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する
- 女性を対象としたまちづくり学習を充実する
- 自治会、PTAなどの地域組織で、女性の「長」や役員を増やす
- 審議会などの女性委員を増やす
- まちづくりを考える女性団体を育成・支援する
- 気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る（町への手紙、町政モニター等）
- 女性が経済的に自立し、社会的な立場を強める
- 女性自らが町の政策に参画する意欲を持つ
- 町の女性職員の能力の活用を図る
- わからない
- その他
- 特別な取り組みは必要ない
- 無回答



「女性自らが町の政策に参加する意欲を持つ」と回答した人が 11.9%と最も多く、次点で「女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」と回答した人が 11.1%でした。

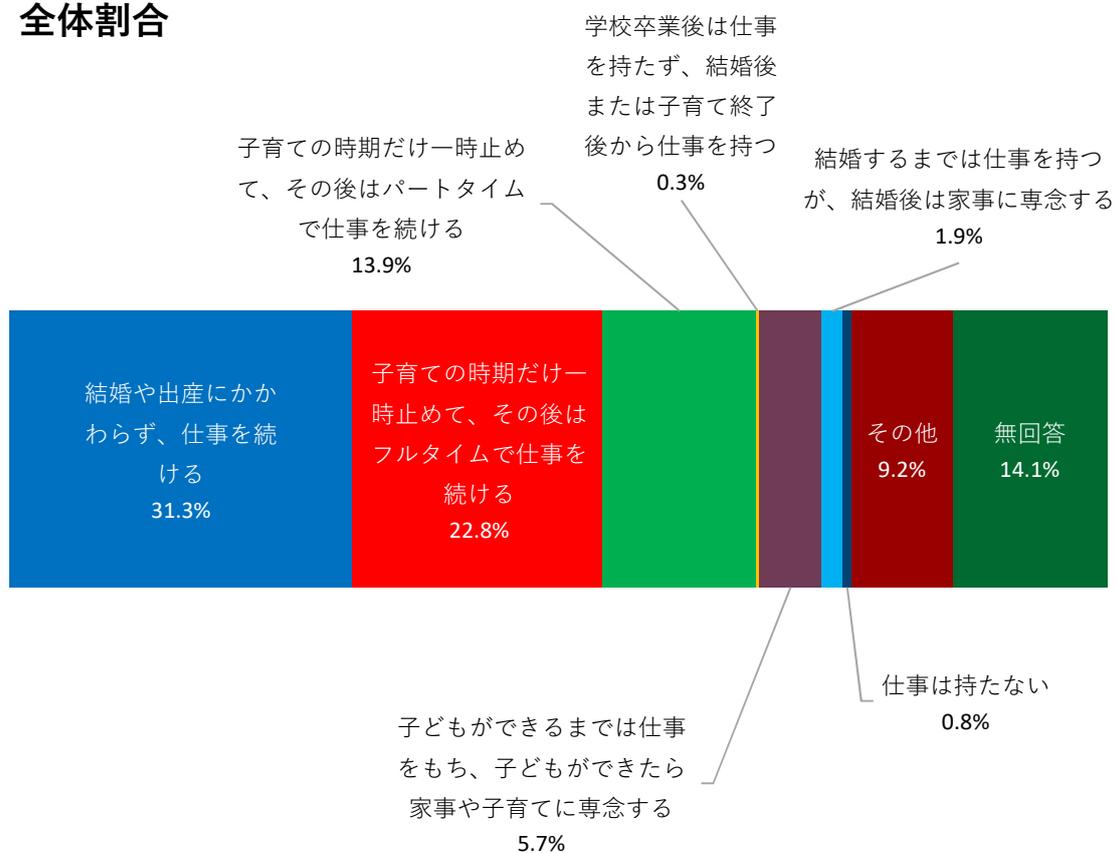
単純な男女別回答割合を見ると、最も男女の差が表れたのが「自治会、PTA などの地域組織で、女性の「長」や役員を増やす」で男性 12.7%に対し女性 6.6%と男性が約 2 倍も多く回答しています。このことから女性は自らがリーダーや役職につく事に消極的な部分があり、男性は女性が役職につくことに女性よりも抵抗が少ない事が分かります。

### 3 女性と仕事

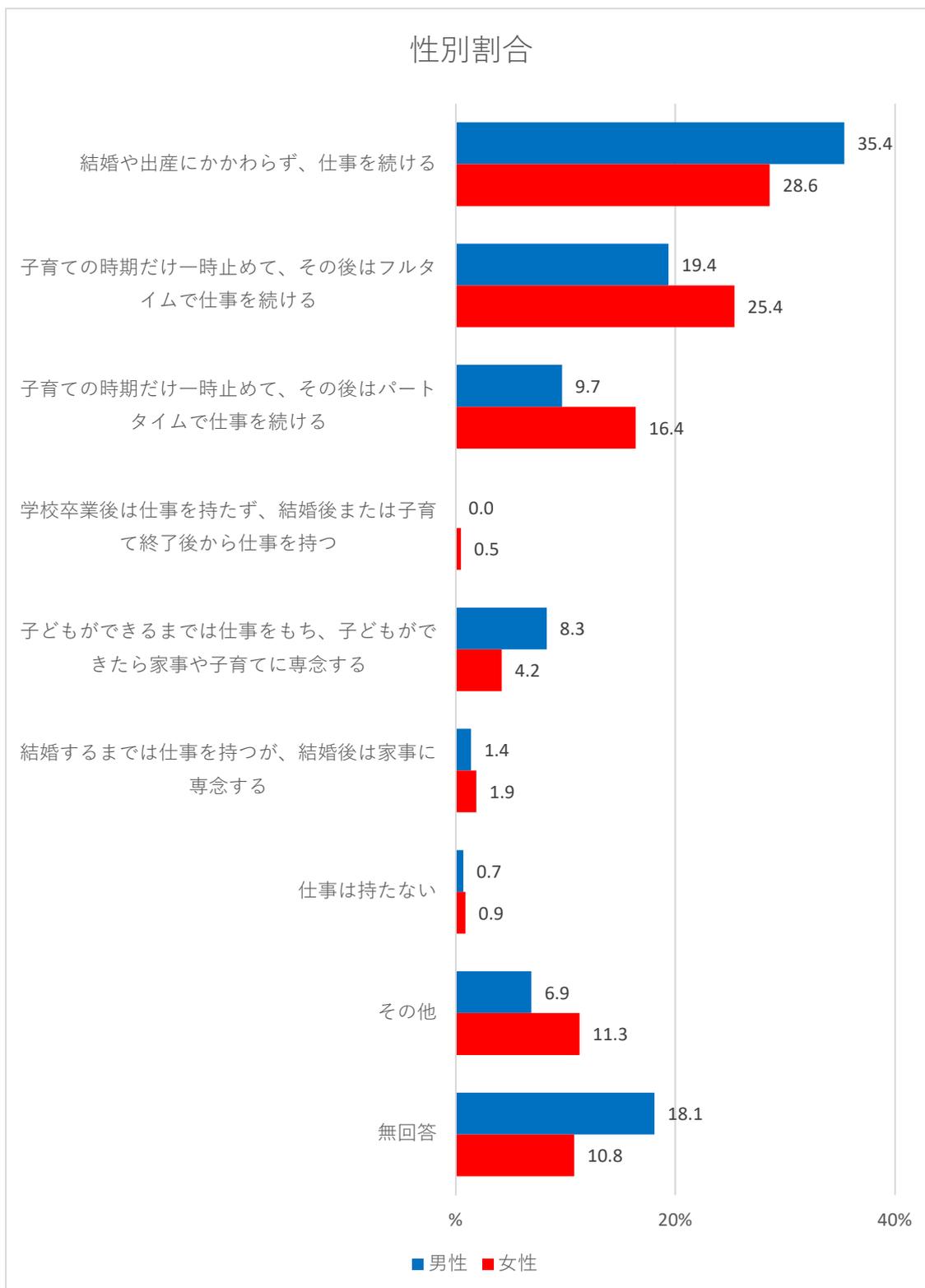
#### (1) 女性の就業

「女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのはどれか」というアンケートの結果は以下のとおりです。

#### 全体割合



## 第2章 町民の意識・実態調査からみた現状



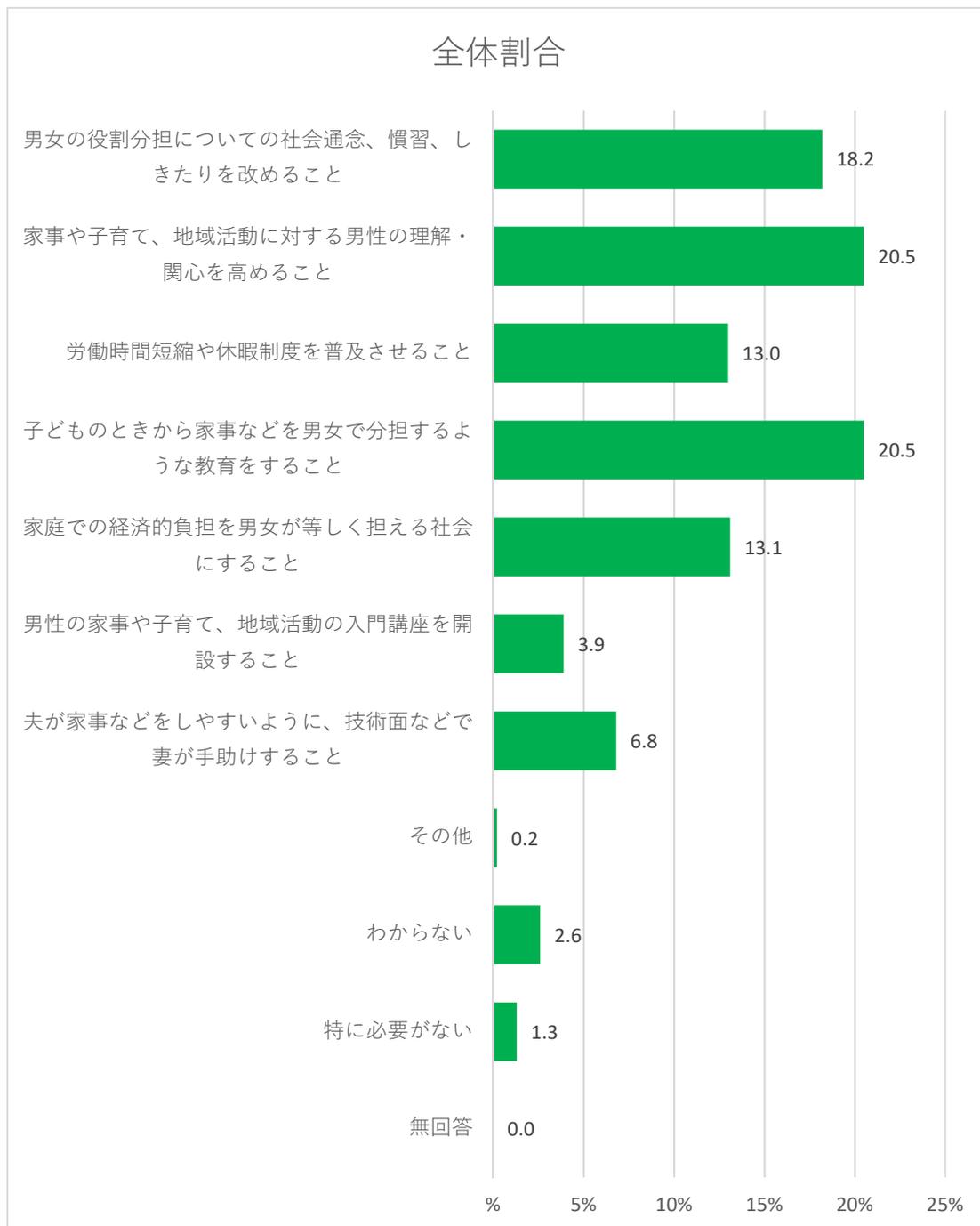
全体として、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」が前回2番目に多く20.8%だったのを大きく上回り31.3%と最も多い回答となった。全体的な状況は、島根県の調査と同じ傾向となっている。次に多い回答は子どもが出来たら一時的に仕事を止め、子どもが大きくなったら再就労するパターンとなっており前回から大きく減少した。一方では「その

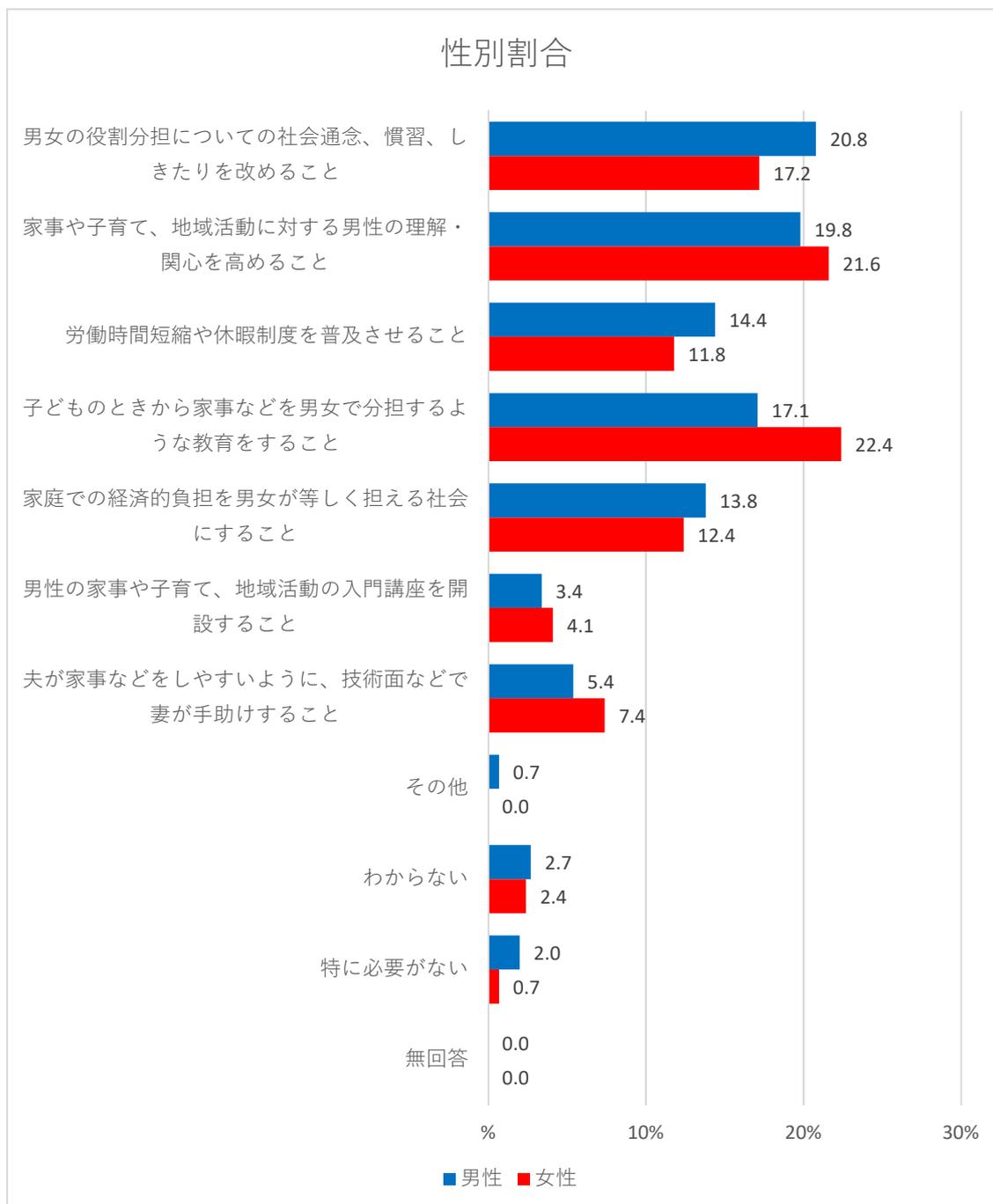
## 第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

他」の回答が前回調査より多くなっており、その殆どが「働き方はその家庭次第」や「何がいいとか決める問題ではなく家庭によって違う」などライフスタイルの多様化や固定観念の払拭傾向が見られる。

## 4 仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス

「男性の家事や子育て、介護、地域活動へ参加をすすめるためにはどんなことが必要だと思いますか」（複数回答可）というアンケートの結果は以下のとおりです。

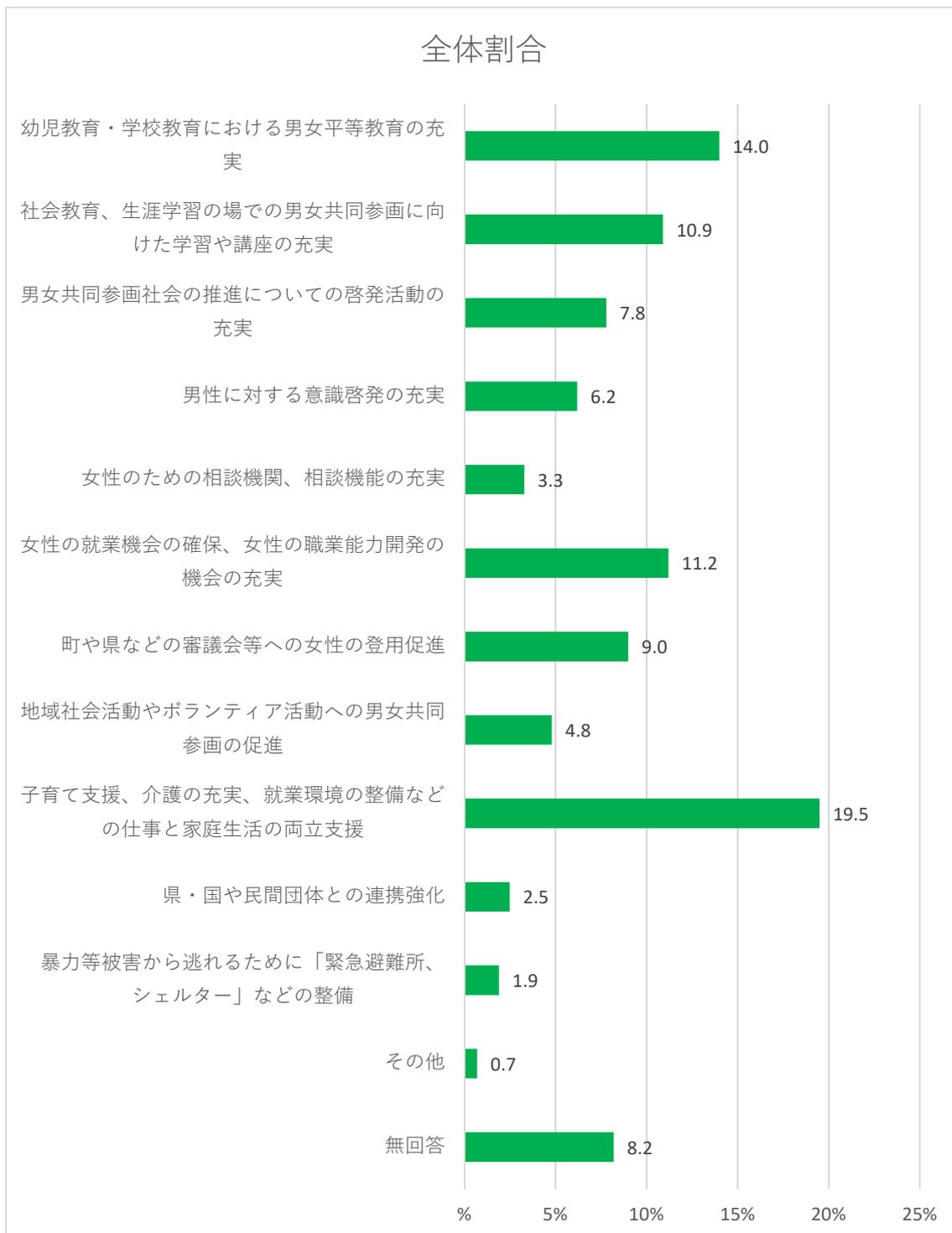




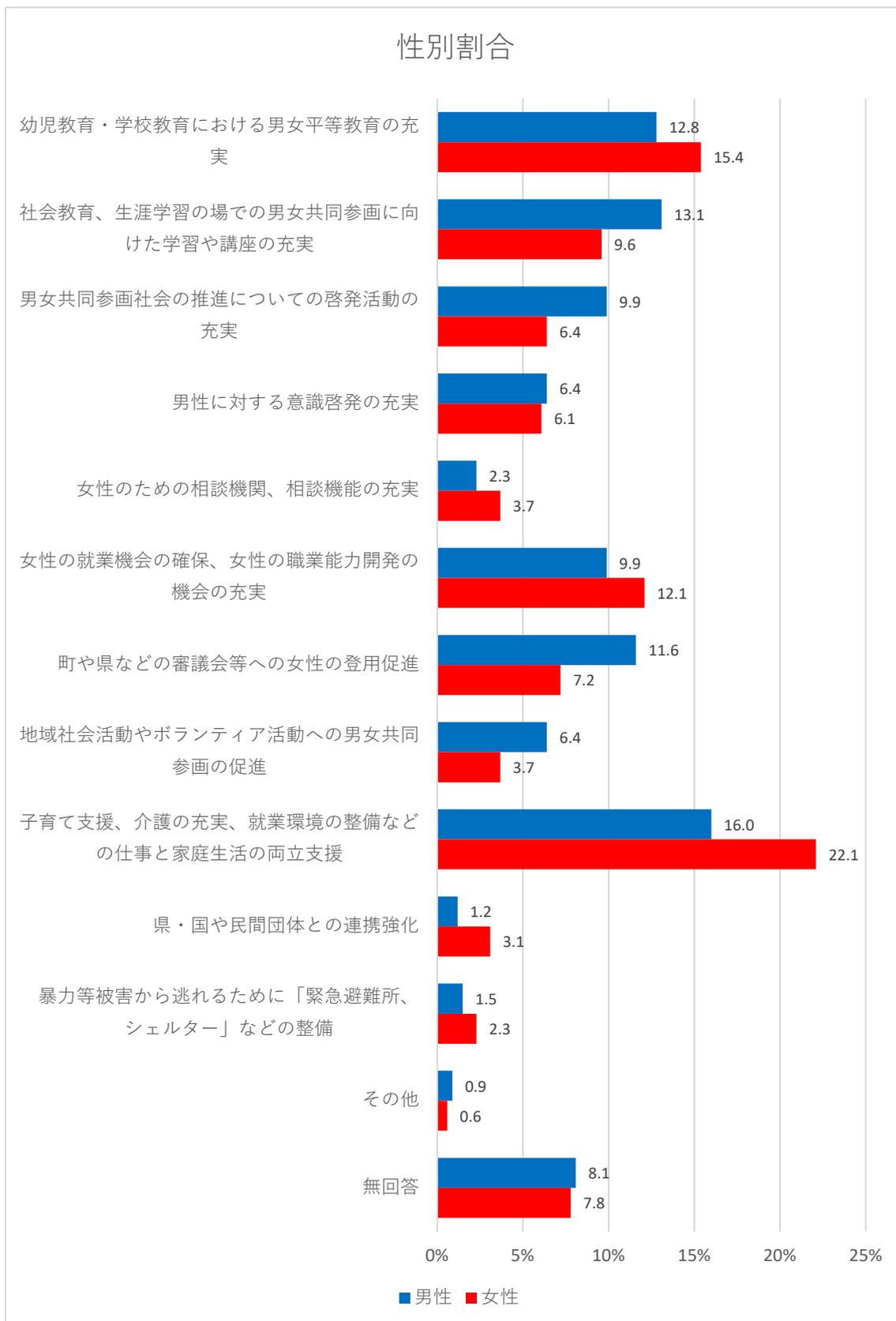
最も高かった項目は、「家事や子育て、地域活動に対する男性の理解・関心を高めること」と「子どものときから家事などを男女で分担するような教育をすること」が同率で(20.5%)、次いで「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」(18.2%)だった。単純な男女比較では「子どものときから家事などを男女で分担するような教育をすること」が女性の22.4%に対し男性は17.1%と5.3%の差があり、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」では男性20.8%に対し女性は17.2%となっている。女性の方がより具体的・個別的な方法を選好するのに対し、男性は社会全体の問題として俯瞰的に捉えようとする傾向が伺える。

## 5 男女共同参画社会づくりへ向けて

「男女共同参画社会の実現をめざして、町は、今後どのようなことに力を入れていったらよいと思いますか」（3つまで回答可）というアンケートの結果は以下のとおりです。



## 第2章 町民の意識・実態調査からみた現状



全体では、「子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立支援」が最も高く 19.5%となっています。これは前回調査と同じ傾向と割合となっており、ワー

クライフバランスが充実することで男女共同参画社会の実現が出来るようになっていくと感じている傾向が見られる。

## 6 その他意見

自由意見として以下のようなものがあった。

- ◆現在の地域社会では、まだ公職や役職に男が選ばれるのが当たり前だと思っている年代が多く関わっているのではないかと感じる。そういう年代の意識を変えることが大切ではないかと思う。
- ◆男女平等といっても男性女性それぞれ特性があるのだから、人間としてお互いが尊重し合えれば良いと思う。「女性管理職を〇%に」のように数字で決めるのも変な話。男女問わず能力があってやる気のある人が正当に認められる社会であれば良いと思います。
- ◆“男性にとって”や“女性にとって”という片方からの支援や考えを取り入れようとするのではなく、“夫婦にとって”や“家族（子を含む）にとって”どう社会の中で暮らしやすくなるか（双方向）を前提に町づくりを考えていきたいと思っています。実態や意識（アンケート）を把握されることは大変重要な事だと思いました。
- ◆まずは親である私たちなど大人の考え方を変えていく必要がある。小さな事から変えることが可能な事は多くあるが、それを言えないこと自体男女の差を感じる。
- ◆家ではごはんの支度からすべてをこなし、仕事も主人以上の時間働いている。主人は「疲れた～」と言うが、「疲れた～」の一言が言えない。このアンケートも私に任せている。
- ◆若い方の理解はあっても年齢の高い男性からの指示で動いてしまっているのでは、共同参画が進みにくい様子です。
- ◆私達世代（40～50代）でいきなり夫が家事をすることは無理だし、妻が除雪や草刈りをするのは無理なので学校や研修等で少しずつ意識改革が必要だと思います。
- ◆女性が働くことについて家事・育児もして更に外で働くことは当たり前として捉えられていて、男性には得意なことしか手伝ってはもらえないという事もあり、女性が不利な立場にあることは間違いないと思います。
- ◆美郷町は高齢者が多いせいかわず女性も積極的にになると否定される。また女性も男性を立てねばと思う人が多いような気がします。共同参画となると男性も考えを変えねばなりません。女性ももっと変わらねばと思います。女性もしっかり考え、もっと発言すればと思いますが村八分にならないかと心配です。
- ◆家庭においても家事は女性がするものだという風習は残っていて、自分の親の世代は正にそうで、考え方が合わない。
- ◆問題はやはり年配の人の意識が大きいと思う。長年自分たちが教えられ、守ってきたことを変えるのは簡易ではないことも想像は出来る。そして、年配の人の割合が多い地方

## 第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

では特に難しいだろうなと思う。こういう面からも若い人たちが街へ出て行ってしまうのも仕方がない…。年配の人たちが少しでも世の流れを意識して変わってくれるとうれしいなあ。

## 第3章

# 計画の内容

- 1 美郷町がめざす男女共同参画社会
- 2 計画の基本目標
- 3 施策の体系
- 4 数値目標

## 1 美郷町が目指す男女共同参画社会

国が策定する第5次男女共同参画計画の趣旨に鑑み、一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなくその個性や能力を十分に発揮し、自らの行動に責任を持ち、ともに支え合いながらいきいきと心豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指し、次の4つの基本方針を設定します。

○男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会づくりを目指します。

○男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることの出来る社会づくりを目指します。

○仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会づくりを推進します。

○あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会づくりを目指します。

## 2 計画の基本目標

本町における男女共同参画の現状や課題を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた施策を総合的、計画的に展開するため、次の3つの基本目標を定めました。

また、それぞれの基本目標には、数値目標を定めました。

### ■基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）

女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行や働き方改革等の推進を通じて、男女間格差の改善や女性の能力発揮の促進が少しずつ図られてきているものの、まだ十分な状況には至っていません。

そのため、仕事や地域活動など、あらゆる分野において、女性一人ひとりが、本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境づくりを進めます。

また、子育て・介護支援や働き続けやすい職場環境づくりの推進などにより、子育てや介護をしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活が送られる社会を目指した取組を推進します。

### ■基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

社会のしきたりや慣習などは、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものですが、そこには固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等を反映したものがいまだに多く見られます。

そのため、子どもから大人まで様々な世代において、固定的な性別役割分担意識を植え込まず、また押しつけない取組、男女双方の意識を変えていく取組を通して、男女共同参画を推進します。

### ■基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

男女間におけるあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で、あらゆる暴力の根絶に向けた取組は必要不可欠なことです。

また、人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたって健康を享受するためには、男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていけるよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりを進める必要があります。

加えて、様々な困難な状況に置かれている人々が、安心して生活することができる環境づくりを進めます。

### 3 施策の体系

基本目標（3項目）	重点目標（10項目）	施策の基本的方向性（26項目）
I あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）	1 あらゆる分野での活躍推進	(1) 女性一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境の整備
	2 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり	(1) 子育て世代に向けた支援の充実 (2) 子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり
II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	(1) 町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 企業・団体等における取組の推進
	4 地域における慣行の見直しと意識の改革	(1) 全体的な広がりを持った広報・啓発活動の展開 (2) 男性や若者にとっての男女共同参画社会の推進 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供
	5 男女共同参画に関する教育、学習の推進	(1) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進 (2) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進
	6 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	農林水産業における男女共同参画の推進 (1) ●農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画 ●農林水産業等における女性の経済的地位の向上
	7 防災対策における男女共同参画の推進	(1) 防災対策に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大推進 (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
III 人権が尊重され、安心・安全に暮らせる社会をつくる	8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援などの推進 (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進 (4) ストーカー事案への対策の推進 (5) ハラスメント防止対策の推進
	9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり
	10 だれもが安心して暮らせる環境の整備	(1) ひとり親家庭、生活困窮者への支援 (2) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境整備 (3) 外国人が安心して暮らせる環境整備 (4) 人権尊重の観点からの啓発・教育

## 4 数値目標

基本項目	項目	現状値 (R3年度)	目標値 (R8年度)	単位	担当課
I あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる (女性活躍の推進)	1 育児休業制度を就業規則で規定する事業所の割合(※1)	57.1 (H28)	65	%	産業振興課
	2 町の男性職員の育児休業制度を利用した割合	0	30	%	総務課
	3 男性職員の育児休業制度を利用した事業所の割合(※1)	8.3 (H28)	10	%	産業振興課
	4 介護休業制度を就業規則で規定する事業所の割合(※1)	47.6 (H28)	55	%	産業振興課
	5 介護休業制度を利用した人の割合(※1)	0 (H28)	10	%	産業振興課
II 男女共同参画社会の実現に向けた基礎をつくる	6 家族経営協定締結数(※2)	4	5	経営体	産業振興課
	7 男女の権利が互いに等しく認められると思う人の割合	17.2 (R3)	40	%	住民課
	8 固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	53.3 (R3)	55	%	住民課
	9 男女共同参画に関する講演や講座の実施回数(各年)	1	3	回	住民課 教育委員会
	10 男性が家庭内役割(掃除、洗濯、食事の支度、片付け)で担当となる割合	20.33 (R3)	25	%	住民課
	11 町の審議会等への女性の参画率	31.5	40	%	総務課
	12 自治会代表者への女性の参画率	6.7	10	%	美郷暮らし推進課
	13 町職員の管理職に占める女性割合	25.8	28	%	総務課
	14 役職に女性を登用している事業所の割合(※1)	41.5	50	%	産業振興課
	15 農業委員会委員に占める女性の割合	5.4	25	%	産業振興課
	16 美郷町消防団員に占める女性の割合	5	7	%	総務課
	17 美郷町防災会議における女性の割合	8.8	30	%	総務課
III 人権が尊重され、安心・安全に暮らせる社会をつくる	18 研修等を行っている事業所の割合(※1)	33.3	40	%	産業振興課
	19 デートDV防止講座を開催した中学校数(各年)	2	2	校	健康福祉課
	20 特定健康診査受診率	48.4 (R2)	53	%	健康福祉課
	21 65歳の平均自立期間(※3)	男性16.72 女性20.04 (H23~H27)	男性17.4 女性21.0 (H28~R2)	年	健康福祉課

(※1)：美郷町商工会に登録している事業者に対する調査による数値  
(※2)：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指す取り決め  
(※3)：あと何年自立した生活が期待できるかを示したもので、健康寿命の考え方に基づく指標

## 第4章

# 具体的な取組

### 基本目標Ⅰ

あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる  
(女性活躍の推進)

### 基本目標Ⅱ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

### 基本目標Ⅲ

人権が尊重され、安心・安全に暮らせる社会をつくる

## 基本目標 I

### あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる (女性活躍の推進)

#### ■重点目標 1

##### あらゆる分野での活躍推進

仕事や地域活動など、あらゆる分野において、女性一人ひとりが、本人の希望に応じ個性や能力を十分に発揮しながら活躍できる環境を作ります。

#### 施策の方向性と具体的な取組

##### 1. 女性一人ひとりが、あらゆる分野活躍できる環境の整備

###### <ア> 女性の多様な生き方の普及・啓発

① 国や県が行う啓発・広報事業等を活用し、女性の意識醸成の促進を図ります。

(住民課)

###### <イ> 女性一人ひとりの希望に応じた就業や起業の実現

② 女性の就職相談窓口「レディース仕事センター（松江と浜田に設置）」でのキャリアカウンセリングや職業紹介、合同企業説明会の情報を広報し女性の就労を支援します。

(住民課)

③ 働く意欲はあるが、育児・介護など様々な理由で自らの希望に沿った働き方が出来ていない女性を対象に、資格取得・スキルアップ・多様な働き方等を情報提供するセミナーや起業について学ぶ勉強会の情報を提供し、女性の起業を支援します。

(住民課・健康福祉課)

④ 若年者や離職者などの就職を支援するために実施される職業訓練情報を提供します。また事業所におけるデジタル利活用人材の不足に対応するため、事業所の職員を対象とした職業訓練情報を提供します。

(住民課・美郷暮らし推進課)

⑤ 介護職場へ就業を希望する未就業の女性などの資格取得支援情報の普及に努めます。

(住民課・健康福祉課)

⑥ 保育士などの就職説明会や支援情報を収集・提供する事で町内への就職を支援しま

す。 (住民課・健康福祉課)

**<ウ>事業所における人材育成・キャリアアップ・定着**

7 女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む事業所を「しまね女性の活躍応援企業」として推薦し、その取組を広く公表する事で、事業所における取組を推進します。 (住民課)

8 町内事業所における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進を図るため、職場においていきいきと活躍するとともに、仕事以外の生活を本人の希望する形で充実させている女性を「しまね働く女性きらめき大賞」に推薦しロールモデルとしてPRします。 (住民課)

9 女性の管理職登用促進を行うとともに、女性を対象としたセミナーの開催情報を提供します。 (住民課・総務課)

**<エ>女性が自ら企画し、実践する地域活動の推進**

10 女性が中心となって活動する民間団体やグループが自主的・主体的に企画実施する事業を支援する「しまね女性ファンド」の情報を普及させることで魅力ある地域づくりや次代を担う人づくりなど、地域社会の活性化等を図ります。 (住民課)

■重点目標 2

**安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり**

子育て・介護支援や働き続けやすい職場環境づくりの推進などにより、子育てや介護をしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活を送れる社会をつくります。

施策の方向性と具体的な取組

1. 子育て世代に向けた支援の充実

**<ア>切れ目のない相談・支援体制づくりの支援**

11 妊娠・出産・子育て全般に関する総合相談が受けられるよう設置している子育て世代包括支援センターの機能を充実するため研修に参加します。 (健康福祉課)

12 産後のケア、病児・病後児保育や、地域の状況に応じて創意工夫した取組などを実

## 第4章 具体的な取組

施します。 (健康福祉課)

- 13 子育て中の悩みに迅速・的確に対応できるよう、児童相談体制を充実させます。  
(健康福祉課)

### <イ>産前・産後のサポート体制の充実

- 14 子育て包括支援センターの機能充実や産前・産後時の家事・育児支援、産後のケアに取り組みます。  
(健康推進課)

### <ウ>放課後児童クラブの実施

- 15 放課後児童支援員の確保のため、放課後児童支援員資格研修への参加を推進するとともに、「放課後児童支援スーパーバイザー」を活用し、クラブの運営や児童支援のノウハウの習得に努めます。  
(教育課)

### <エ>町全体の子育て応援促進

- 16 家庭、地域、団体、事業所が一体となって、町全体で子育てを応援するため、「こっころパスポート」のデジタルパスポート化による普及と利用促進を図ります。  
(健康福祉課)

### <オ>事業所等と連携した仕事と子育ての両立支援の推進

- 17 従業員の子育てを積極的に支援する「しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)」の認定制度を普及し、事業所における取組を推進します。また、育児休業取得率などの実績による「プレミアムこっころカンパニー」の取組事例を広くPRします。  
(住民課・健康福祉課)

### <カ>男性の育児等への参加の促進

- 18 男性の積極的な育児等への参加を促進するため、キャンペーンや、新婚夫婦への家事手帳、男性向けの育児手帳の配布を行います。  
(健康福祉課)

## 2. 子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり

### <ア>男性の子育て・介護・家事の分担の促進

- 19 男性が家事・育児をすることが当たり前として捉えられる社会機運を醸成するため、男性や企業に向けたセミナー情報を提供します。  
(住民課)

- 20 介護に関する基礎知識(介護保険制度や相談先)、認知症の理解、基本的な介護の方法等に関する男性のための介護のミニ講座を紹介し、家庭における男性の介護への参加を促進します。  
(健康福祉課)

## 第4章 具体的な取組

21 地域において、男女共同参画に対する基本的な視点、情報等を身につけるために、県と男女共同参画サポーターの協働でセミナーを開催します。 (住民課)

22 小学校・中学校での助産師による出前講座の活用をすることで、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解と関心の向上や医学的な知識の普及を促進します。 (教育課・健康福祉課)

### <イ>子育て・介護と仕事の両立に向けた職場環境の整備に対する支援の充実

23 一般事業主行動計画（女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法）の策定の促進を図り、事業所等が自社の課題を認識し、女性活躍や従業員の仕事と生活の両立に積極的に取り組むことができるよう支援します。 (住民課・産業振興課・総務課)

24 男性職員の育児休業や全職員の年次有給休暇等の取得推進に努めます。 (総務課)

## 基本目標Ⅱ

### 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

#### ■重点目標3

##### 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

行政、事業所、団体等における政策・方針決定過程への男女の参画を推進するため、町における審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努めます。

##### 施策の方向性と具体的な取組

#### 1. 町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

町の政策・方針決定過程において女性の意見を反映していくため、審議会等への女性の参画促進や、職員の管理職に占める女性の割合の向上に努めます。

25 町の審議会等の委員の選任にあたっては、女性の委員の比率を40パーセントとするよう努めます。(全課)

26 女性の活動に関する情報の収集、整備に努め、町の審議会委員への登用などに活用します。(全課)

27 男女共同参画に関する施策の実施状況を調査し、年次報告として取りまとめ、公表します。(住民課)

#### ■重点目標4

##### 地域における慣行の見直しと意識の改革

地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、島根県と連携し、町民をはじめ事業所、団体等への広報・啓発活動に努めます。

##### 施策の方向性と具体的な取組

#### 1. 広がりを持った広報・啓発活動の展開

事業所、団体等を対象に、男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動を展開します。

## 第4章 具体的な取組

- 28 国や県が行う啓発・広報事業等を活用し、意識啓発を図ります。 (住民課)
- 29 広報誌やホームページなどを活用して、男女共同参画に関する取組事例や各種研修会などの様々な情報を提供します。 (住民課)
- 30 6月の男女共同参画推進月間での重点的な広報・啓発活動を行います。 (住民課)

### 2. 男性や若者にとっての男女共同参画の推進

男性や若者を対象に、男女共同参画の理解促進に努めます。

- 31 若い世代が、男女共同参画の視点を持って、将来設計、就職活動、社会参画する力を養うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスや多様なライフキャリアの選択等をテーマとしたセミナーの情報を提供します。 (住民課)
- 32 DV等の暴力予防のためには、幼少期から人権尊重、男女平等の意識を育むことが必要であることから、学校等と連携し、若年層を対象とした予防教育や啓発を行います。またデートDVの未然防止に向けて啓発を強化します。 (教育課・健康福祉課)

### 3. 男女共同参画に関する情報の収集・提供

男女共同参画に関する実態の把握に努めるとともに、関連する情報の収集・整備・提供を行います。

- 33 男女共同参画に関する町民の意識・実態調査を実施し、公表します。 (住民課)
- 34 男女共同参画に関する情報を広く町民に提供するため、書籍や映像資料の収集を行います。 (住民課)

## ■重点目標5

### 男女共同参画に関する教育・学習の推進

男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しや意識の改革に向け、学校や家庭、地域、職場において男女共同参画に関する教育・学習の推進に努めます。

#### 施策の方向性と具体的な取組

### 1. 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

## 第4章 具体的な取組

保育をはじめ幼児教育、学校教育において、次代を担う子どもへの男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員に対する研修の充実に努めます。

35 子どもの個人差に留意しつつ、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないような保育が行われるよう、指導資料の提供・情報提供に努めます。(健康福祉課)

36 固定的性別役割分担意識にとらわれず、他の人々と親しみ、支え合って生活できる幼児の育成実践が進むよう情報提供に努めます。(健康福祉課)

37 子ども一人ひとりが性別による固定的な考え方にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、発達段階に応じて、きめ細かい指導の充実に努めるよう研修への参加促進に努めます。(健康福祉課・教育課)

38 学校教育において、男女共同参画に関する教育が推進されるよう、指導資料の収集、情報提供に努めます。(教育課)

39 互いの個性を認め合い、尊重しようとする子どもの育成に向け、教育センターの管理職研修、人権・同和教育主任等研修や校内の教職員研修の内容が充実するよう、研修資料の収集、情報の提供に努めます。(教育課)

40 学校における性的指向・性自認に係る児童生徒等への適切な対応や相談体制の充実、関係機関との連携を含む支援体制を促します。(教育課)

### 2. 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進

家庭や地域における教育力の向上を図るため、社会教育関係者等への啓発に努めます。また、事業所や団体等における男女共同参画の推進のため、役員等への情報提供、啓発に努めます。

41 男女が共に家庭生活に参画し、家庭における教育の重要性について親の気づきを促す機会を提供できる親学プログラムの普及に努めます。(教育課)

42 公民館職員等社会教育関係者や隣保館職員、地域で人権・同和教育にあたる指導者への研修などを通じて、男女共同参画社会の形成に向けて、地域リーダーの意識啓発に努めます。(住民課・教育課)

■重点目標6

地域・農山漁村における男女共同参画の推進

農林水産業等における女性の参画を進め、女性の経済的地位向上や女性が住みやすく働きやすい環境づくりに努めます。

施策の方向性と具体的な取組

1. 農林水産業における男女共同参画の推進

農山漁村における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発に努めるとともに、農業委員をはじめ、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などの政策・方針決定過程における女性の参画を推進します。農山漁村における女性の経済的地位向上に努めるとともに、女性が住みやすく活動しやすい環境づくりを推進します。また、自営の商工業に携わる女性の地位向上のための支援情報提供に努め、女性が快適に農林水産業分野で働くことができる環境をつくるため、家族経営協定締結数の拡大や関係団体と連携した就労環境の改善に努めます

<ア>農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画

43 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等を反映した慣行や習慣を見直していくため、各種研修会による啓発活動に努めます。  
(産業振興課)

44 農業委員をはじめ農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員などへの女性登用について、関係団体に働きかけます。  
(産業振興課)

<イ>農林水産業等における女性の経済的地位の向上

45 農林水産業や商工業に従事する女性の経済的地位の向上のため、研修情報の提供、女性グループ活動支援を行います。また農林水産業の生産活動において、女性が新たに活躍できる場の創出や農林水産物加工事業における女性の起業の促進に努め家族経営協定締結数の拡大を推進します。  
(産業振興課)

2. 地域活動における男女共同参画の推進

地域の活動に男女がともに参画しやすい環境づくりに取り組み、お互いの個性や能力を生かした地域活動につながるよう支援します。

46 地域における啓発活動を促進するため、男女共同参画サポーターと町の連携した取

## 第4章 具体的な取組

組を行います。また、活動状況をホームページなどで広く町民に情報提供します。

(住民課)

(再) 女性が中心となって活動する民間の団体やグループが「魅力ある地域づくり」、「男女共同参画社会づくり」、「次代を担う人づくり」、「働く女性が活躍できる社会づくり」などについて、自主的・主体的に企画実施する事業で利用できる「しまね女性ファンド」を活用出来るよう情報提供に努めます。【再掲 10】

(住民課)

47 ボランティア活動やNPO活動などの社会貢献活動に、男女ともに参加できる取組を促進するとともに、そうした活動の基盤強化を図るため、町民への情報提供などに努めます。  
(住民課・健康福祉課・総務課)

48 コミュニティソーシャルワーカーなど、県及び町の社会福祉協議会が行う地域福祉の推進役となる人材の養成を支援します。  
(健康福祉課)

### ■重点目標 7

#### 防災対策における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進により、地域の防災力の向上を図ります。

#### 施策の方向性と具体的な取組

##### 1. 防災対策に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性の意見や視点を十分に反映させた取組が推進されるよう、防災に対する平常時の備え、災害時、復旧・復興などの方針を決定する過程への女性の参画拡大を図ります。

49 町防災会議において女性委員を積極的に登用します。  
(総務課)

##### 2. 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

防災部局と男女共同参画部局が連携して、災害対応の現場への女性の参画拡大や安心安全の確保のための必要な配慮がされた避難所運営など、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。

50 県内各地で行う防災安全講演会や自主防災組織のリーダー等への研修などを通して、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の必要性等について理解促進を図ります。

#### 第4章 具体的な取組

す。 (総務課・住民課)

51 男女共同参画の視点を取り入れた防災座学を、県および女性センターと連携して実施します。 (総務課・住民課)

52 地域の防火防災体制の充実のため、消防団への女性の入団促進を図ります。 (総務課)

53 男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの防災にかかる役割の明確化を図り、その取組を推進します。 (総務課・住民課)

54 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府)などを活用し、地域防災計画・各種マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れられるよう努めます。また、避難所において、その運営に女性が参画でき、女性に必要な配慮が行われるよう努めます。 (総務課)

## 基本目標Ⅲ

### 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

#### ■重点目標 8

#### 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

DV や性犯罪など、個人の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

#### 施策の方向性と具体的な取組

##### 1. 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

暴力のない社会づくりのため、暴力を許さない意識を醸成する教育及び啓発活動を推進します。

**55** 女性に対する暴力は重大な人権の侵害であることについて周知を図るとともに様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に広報啓発活動の取組を一層強化し、女性に対する暴力防止に向けた社会的機運の醸成を図ります。 (健康福祉課)

**56** 中長期にわたる被害者の心身の回復を支援するため、ニーズに応じた対応が可能な民間団体や自助グループに繋げ、身近な場所で適切な相談・カウンセリングが経済的負担なく受けられる体制づくりを推進していきます。 (健康福祉課)

##### 2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援などの推進

配偶者等からの暴力の未然防止をはじめ、被害者の権利擁護、自立支援に向けた取組を推進します。

#### <ア> 予防教育・普及啓発の充実

**57** 町民一人ひとりにDVが重大な人権侵害であること、子どもの面前でのDVは児童虐待にあたること等の正しい認識を深めてもらうため、地域等における研修会の実施や啓発を働きかけ、暴力を断じて許さないという意識の醸成を図ります。

(健康福祉課)

## 第4章 具体的な取組

### <イ>相談支援体制の強化

- 58 女性相談担当者等が複雑な事例に適切に対応し、解決に向けた支援を行うため、専門研修等を実施しスキルアップを図ります。また、民間支援団体の相談担当者へも研修の参加を呼びかけます。(健康福祉課)
- 59 ホームページや新聞、広報誌への掲載、リーフレットの配布、相談カードの配置等により、DV相談窓口の周知を行い、その内容の充実及び周知方法の拡大に努めます。(健康福祉課・住民課)
- 60 DVと児童虐待は密接に関連していることから、DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化を図ります。(健康福祉課)
- 61 被害者に接する関係者が二次的被害を与えることのないよう、スキルアップのための研修等に積極的に参加します。(健康福祉課)

### <ウ>被害者の安全確保・自立(自律)支援

- 62 被害者の安全確保のため緊急時における適切かつ効果的な一時保護に向け、関係機関へ適切な引継ぎを実施します。(健康福祉課)
- 63 被害者がおかれている多様な状況や抱えている複雑な問題に適切に対応するため、関係機関と連携して必要な支援を行います。(健康福祉課)

### <エ>暴力行為への厳正な対処

- 64 被害者からの相談に対して、適切な助言を行います。(健康福祉課)

## 3. 性犯罪・性暴力への対策の推進

重大な人権侵害である性犯罪・性暴力に対する取締りの推進と、被害者の保護や支援に取り組みます。

### <ア>性犯罪・性暴力への対策

- 65 若年層を対象とした性暴力被害が増えていることから、若年層向けの啓発リーフレットを中学生へ配布するなど予防啓発を図ります。また、学校等における予防教育の充実を図るため実践者養成研修への参加を促します。(教育課)
- 66 SNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図ります。(教育課)

## 第4章 具体的な取組

- 67 性犯罪の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為に対する警告を的確に行います。  
(教育課・住民課)

### <イ>性犯罪・性暴力被害者への支援

- 68 県女性相談センター内の性暴力被害に特化した「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」への電話相談を紹介します。また被害者が18歳未満の児童の場合においては、児童相談所等と連携を図り支援を行います。  
(健康福祉課)

- 69 被害児童の学習や通学など社会生活が妨げられないよう、教職員やスクールカウンセラーが相談に乗ったり、スクールソーシャルワーカーを活用して関係機関と連携したりするなどの、適切な措置を講じます。  
(教育課)

- 70 二次被害防止の観点から被害者支援、各種手続きにおける被害者のプライバシー保護を図るとともに、性犯罪被害に対する理解を深める広報啓発活動を推進します。  
(健康福祉課)

### <ウ>人身取引への対策

- 71 被害者や関係者から相談や保護要請があった場合は、関係機関と連携を図り、被害者の立場や心情に配慮した適切な対応に努めます。  
(住民課)

## 4. ストーカー事案への対策の推進

ストーカー行為等の未然防止のため、啓発活動や取り締まりの強化、被害者支援を行います。

- 72 被害者からの相談に対して、適切な助言を行います。  
(住民課・健康福祉課・教育課)

- 73 ストーカー事案への被害防止対策などに関する広報啓発を行います。  
(住民課・健康福祉課・教育課)

## 5. ハラスメント防止対策の推進

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの防止に向けた対策を推進します。

- 74 国、県等と連携し、啓発誌の配布や啓発指導講師などを通じて、事業所におけるハラスメント防止に取り組みます。  
(住民課・総務課・産業振興課)

- 75 町職員に対して、職場のハラスメントに対する正しい理解と防止のため、各種研修やパンフレット等を活用し、各職場等における啓発に努めます。

(総務課・住民課・教育課)

## ■重点目標 9

### 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたって健康を享受するためには、男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていけるよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりを進めます。特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点も取り入れ、取組を推進します。

#### 施策の方向性と具体的な取組

##### 1. 思春期・若年期における健康づくり

健康に重大な影響を及ぼすエイズや性感染症などの予防に向け、正しい知識の普及啓発に努めます。また、身体や精神の健康をむしばむ薬物の乱用防止に取り組みます。

- 76 各学校において、性に関する指導を子どもの発達段階に応じて、学校教育活動全体を通して計画的、継続的、組織的に推進します。また、医療関係者などと連携し、その基礎となる自他を大切に作る心や、人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度などの育成を図ります。

(教育課・健康福祉課)

- 77 大麻や覚醒剤などの薬物の乱用を防止するため、広報端末やリーフレットを活用したキャンペーンなどの啓発活動により、薬物乱用防止に対する意識の醸成を図ります。

(総務課・住民課・教育課・健康福祉課)

- 78 喫煙や受動喫煙・飲酒による健康への悪影響についてさらに普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、未成年者や妊産婦の喫煙・飲酒防止に向けた環境づくりや受動喫煙防止対策を進めます。

(教育課・健康福祉課)

##### 2. 妊娠・出産などに関する健康支援

妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であり、地域において安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに努めます。

## 第4章 具体的な取組

79 妊娠・出産・子育てについて子育て包括支援センター等を通じて切れ目ない支援を行っていきます。(健康福祉課)

80 不妊や不育に悩む方への支援として、不妊や不育に関する相談、費用の助成などによる支援を行います。(健康福祉課)

### 3. 中高年期における健康づくり

生涯を通じた健康の保持増進を図るため、男女の性差を踏まえながら健康相談、がん検診の受診啓発、生活習慣病の予防などに取り組みます。

81 女性に特有な乳がんや子宮がんなどの早期発見のため、がん検診の受診啓発に努めます。特に子宮頸がんは比較的若い女性に多く見られることから、若いうちから検診を受けるよう働きかけます。また、検診の場や受診時間の拡大など、受診しやすい体制づくりに努めます。(健康福祉課)

82 がん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の予防に加え、自死予防に向けた心の健康について、職域などへの啓発に努めます。(健康福祉課)

83 更年期以降に発生する疾患やフレイルを予防するために重要な年代であることから、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組みます。(健康福祉課)

## ■重点目標10

### 誰もが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭、生活困窮者、高齢者、障がい者、外国人、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

### 施策の方向性と具体的な取組

#### 1. ひとり親家庭、生活困窮者への支援

ひとり親家庭、生活困窮者に対し、就業支援や経済的支援を行い、その自立を促進します。

84 ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るため、修学や技能習得、住居確保等に関わる経済的支援を行うとともに、世代間の貧困の連鎖を防止するため

## 第4章 具体的な取組

にも、子どもの学習支援の取組を推進します。 (教育課・健康福祉課)

85 ひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保の支援等を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに合った自立を支援します。また、必要な支援が届くよう、相談支援体制の充実を図り、支援制度の広報・周知を行います。 (教育課・健康福祉課)

86 ひとり親世帯の公営住宅に係る優先入居や、新たな住宅セーフティネット制度による子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、居住支援を通じ、居住の安定を支援します (建設課)

87 生活に困窮するすべての人に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって包括的かつ継続的な支援が行われ、就労による自立や早期の生活再建が図られるよう、相談・支援体制の充実に努めます。 (健康福祉課)

### 2. 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境整備

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく、一体的に提供される仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を推進します。また、障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができる環境づくりを推進します。

88 高齢者の日常生活を支援する担い手養成や地域住民が主体となった支え合いの仕組みづくりを県等と連携して進めます。 (健康福祉課)

89 通いの場の創出や高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営により、介護予防や重度化防止を図ります。 (健康福祉課)

90 認知症に関する普及啓発や相談対応、医療介護の切れ目ない連携を進め、地域における支援体制の充実を図ります。 (健康福祉課)

91 異性間での介護などにおいて、介護する人が、介護中であることを周囲に理解していただくため、「介護マーク」の普及に努めます。 (健康福祉課)

92 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かしつつ、更に活躍の場を広げ、地域の支え手として活躍するように、学びの場の充実に取り組みます。また県や地域組織、NPO等との連携を強化して、シニア世代の地域活動への参加を支援する仕組みづくりに努めます。 (教育課・健康福祉課・住民課)

## 第4章 具体的な取組

- 93 高齢者等の消費者被害の未然防止や救済を図るため、消費者安全法に基づき、地域の様々な関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会（地域見守りネットワーク）」の構築を支援します。また、高齢者が悪質商法や特殊詐欺被害に遭わないよう、警察署単位で悪質商法撃退モデル地区を指定し、地域一体となった被害防止活動に取り組みます。（健康福祉課・住民課・総務課）
- 94 町民一人ひとりが多様な障がいの特性や必要な支援を理解し、日常生活での手助けの実践をするような社会を目指し、一層の啓発活動を推進します。（健康福祉課）
- 95 高齢者・障がい者が安全で快適に暮らせるよう住宅リフォームによるバリアフリー化を推進します。（健康福祉課・建設課）

### 3. 外国人が安心して暮らせる環境整備

外国人であることやルーツが外国であることによって、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況におかれている場合があることに留意して、外国人住民が安心して暮らせる環境整備を推進します。

- 96 外国人住民と日本人住民の相互理解と共生の促進に繋がる住民の意識醸成や活動推進に向け、県と連携した交流イベント等により、多文化共生の地域づくりを進めます。（美郷暮らし推進課・住民課）

### 4. 人権尊重の観点からの啓発・教育

多様な性的指向・性自認（性同一性）の受容、外国人住民への配慮、同和問題、障がいのある方への差別など、多様化する様々な人権課題が顕在化する中で、町民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、偏見や差別のない住みよい社会を目指した取組を推進します。

- 97 学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、講演会や研修会の開催、啓発資料の配布などによる人権啓発や人権教育を推進します。（住民課・教育課）

- 98 事業所、NPOなどの団体が主体的に企画する人権啓発の取組を支援するとともに、そうした団体と連携・協力し、町民の人権意識の向上に取り組みます。

（全課）

## 第5章

# 計画の推進

- 1 庁内推進体制
- 2 関係機関との連携
- 3 計画の進行管理・公表

## 1 庁内推進体制の充実

男女共同参画施策は、行政の各分野にわたる横断的な性格を有します。庁内の関係課が情報の共有と連携を図り、本計画にもとづいて、総合的、計画的、効率的に推進します。

## 2 関係機関との連携

国や県、近隣市町村と連携を強化し、連動した推進体制で社会全体の男女共同参画推進に努めます。

## 3 計画の進行管理・公表

男女共同参画に関する施策の実施状況や目標数値の達成状況などを取りまとめて、毎年結果を公表します。

また美郷町民に対する意識調査を5年おきに実施し、住民の意識変化や行政への要望を把握し、計画の評価を行います。